

茨木市介護保険保険給付の制限に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が行う介護保険の被保険者について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条から69条までに規定する介護保険給付の制限について必要な事項を定めることにより、保険料滞納者に対する納付指導の機会を確保し、もって被保険者間の負担の公平及び保険料の納付を図ることを目的とする。

(1号支払方法変更)

第2 市長は、法第41条から法第51条までに規定する介護給付を受けることができる居宅要介護被保険者及び法第53条から法第61条までに規定する予防給付を受けることができる居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が保険料の納期限から介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第99条に規定する期間が経過するまでの間に当該保険料が納付されていないときは、法第66条に規定する支払方法の変更を行うものとし、この場合においては、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式第1号）を当該要介護被保険者等に送付するものとする。

2 市長は、規則第99条に規定する期間が経過しない場合においても、要介護被保険者等が保険料を滞納している場合には、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書を送付するものとする。

(弁明書の提出)

第3 介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書の送付を受けた者は、当該予告通知書に記載された提出期限までに証拠資料等を添えて、弁明書（様式第2号）を市長に提出することができる。

(1号支払方法変更から除外される者)

第4 市長は、第2第1項及び第2項に規定する者で、別表第1に規定する支給又は給付を受けているもの及び別表第2に規定する事由に該当するものを、第2に規定する支払方法変更の対象から除外するものとする。

(1号支払方法変更の通知)

第5 市長は、第2第1項及び第2項の規定による通知を行った場合において、所定の期限までに弁明書の提出がないとき又は弁明に理由がないと認めるときは、法第27条から第35条までに規定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の結果を送付する際に、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）決定通知書（様式第3号）及び支払方法変更の記載をした被保険者証を送付する。

(1号支払方法変更の終了申請)

第6 第5の規定により保険給付の支払方法が変更された後に、別表第1に規定する支給又は給付を受けることとなった者及び別表第3に規定する事由に該当することとなった者は、介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了申請書（様式第4号）に該当する事実を証明する書類及び被保険者証を添えて、速やかに市長に提出

しなければならない。

(1号支払方法変更終了の決定)

第7 市長は、第6の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、支払方法変更の終了を決定した者には介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了可否決定通知書（様式第5号）及び支払方法変更の記載を消除した被保険者証を、支払方法変更の終了を決定しなかった者には介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了可否決定通知書及び提出された被保険者証を速やかに送付するものとする。

(1号支払方法変更後に保険料を完納した者)

第8 第5の規定により保険給付の支払方法が変更された後に滞納保険料を完納した者は、被保険者証を速やかに市長に提出しなければならない。

(1号支払方法変更の終了)

第9 市長は、第8の規定により被保険者証が提出されたときは、支払方法変更の記載を消除した被保険者証を速やかに提出者に送付するものとする。

(1号保険給付一時差止)

第10 市長は、法第67条第1項に規定する者が保険料の納期限から規則第103条に規定する期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合には、法第41条から法第51条までに規定する介護給付、法第53条から法第61条までに規定する予防給付の支払申請があったときに、介護保険給付の支払一時差止通知書（様式第6号）及び滞納保険料に係る納付書を当該保険料滞納者に送付するものとする。

2 市長は、規則第103条に規定する期間が経過しない場合においても、法第67条第1項に規定する者が保険料を滞納している場合には、介護保険給付の支払一時差止通知書及び滞納保険料に係る納付書を送付することができる。

(1号保険給付一時差止の終了申請)

第11 第10第1項及び第2項の規定により保険給付の支払が一時差し止められた後に別表第3に規定する事由に該当することとなった者は、第6に規定する書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1号保険給付一時差止終了の決定)

第12 市長は、第11の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、保険給付の一時差止の終了を決定した者には介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了可否決定通知書及び支払方法変更の記載を消除した被保険者証を、保険給付の一時差止の終了を決定しなかった者には介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了可否決定通知書及び提出された被保険者証を速やかに送付するものとする。

(1号保険給付一時差止後に保険料を完納した者)

第13 第10第1項の規定により保険給付の一時差止がなされた後に滞納保険料を完納した者は、被保険者証を速やかに市長に提出しなければならない。

(1号保険給付一時差止の終了)

第14 市長は、第13の規定により被保険者証が提出されたときは、支払方法変更の記載を消除した被保険者証を速やかに提出者に送付するものとする。

(滞納保険料の控除)

第15 市長は、法第67条第3項に規定する者が、滞納している保険料を納付しない場

合において、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、介護保険滞納保険料控除通知書（様式第7号）を提出者に送付するものとする。

（被保険者証の提出）

第16 第15の介護保険滞納保険料控除通知書の送付を受けた者は、被保険者証を速やかに市長に提出しなければならない。

（滞納保険料控除の完了）

第17 市長は、第15に規定する滞納保険料控除の処理が完了したときは、支払方法変更の記載を消除した被保険者証を第16の規定により当該被保険者証を提出した者に速やかに送付するものとする。

（給付額減額の通知）

第18 市長は、法第69条第1項に規定する者に要介護認定等の結果を送付する際に、介護保険給付額減額通知書（様式第8号）を併せて送付するものとする。

（給付額減額の免除申請）

第19 第18の規定により給付額を減額された後に、別表第4に規定する事由に該当することとなつた者は、介護保険給付額減額免除申請書（様式第9号）に該当する事実を証明する書類及び被保険者証を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
（給付額減額免除の決定）

第20 市長は、第19の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、給付額減額の免除を決定した者には介護保険給付額減額免除可否決定通知書（様式第10号）及び給付額減額の記載を消除した被保険者証を、給付額減額の免除を決定しなかつた者には介護保険給付額減額免除可否決定通知書及び給付額の減額の記載をした被保険者証を送付するものとする。

（2号医療保険料の確認）

第21 市長は、法第9条第2号に規定する第2号被保険者について、要介護認定等の申請があったときは、当該第2号被保険者が加入する医療保険の保険者に対し、介護保険要介護認定等申請受理通知書（様式第11号）を送付するものとする。

（医療保険の保険者の一時差止依頼）

第22 医療保険の保険者は、法第68条第1項に規定する者で、介護保険給付の一時差止等を行う必要があるものについて、介護保険給付の支払一時差止等依頼書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（2号保険給付一時差止等）

第23 市長は、第22に規定する依頼書の提出があったときは、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書（様式第13号）を当該第2号被保険者に送付する。

（弁明書の提出）

第24 介護保険給付の支払一時差止等予告通知書の送付を受けた者は、当該予告通知書に記載された提出期限までに証拠資料等を添えて、弁明書を市長に提出することができる。

（2号保険給付の一時差止等から除外される者）

第25 市長は、第22に規定する者で、別表第1に規定する支給又は給付を受けている

もの及び別表第2に規定する事由に該当するものは、保険給付の一時差止等の対象から除外するものとする。

(2号保険給付一時差止等の通知)

第26 市長は、第23の規定による通知を行った場合において、所定の期限までに弁明書の提出がないとき又は弁明に理由がないと認めるときは、要介護認定等の結果を送付する際に、介護保険給付の支払一時差止等通知書（様式第14号）及び支払方法変更の記載をした被保険者証を送付するものとする。

(2号保険給付一時差止等の終了申請)

第27 第26の規定により保険給付が一時差止等された後に別表第5に規定する事由に該当することとなった者は、介護保険給付の支払一時差止等終了申請書（様式第15号）に該当する事実を証明する書類及び被保険者証を速やかに市長に提出しなければならない。

(2号保険給付一時差止等終了の決定)

第28 市長は、第27の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、保険給付の一時差止等の終了を決定した者には介護保険給付の支払一時差止等終了可否決定通知書（様式第16号）及び保険給付の一時差止の記載を消除した被保険者証を、保険給付の一時差止等の終了を決定しなかった者には介護保険給付の支払一時差止等終了可否決定通知書及び提出された被保険者証を速やかに送付するものとする。

(医療保険の保険者の一時差止等措置終了依頼)

第29 医療保険の保険者は、介護保険給付の支払を一時差止等されている者について、当該差止の理由がなくなったと認めるときは、介護保険給付の支払一時差止等終了依頼書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

(2号保険給付一時差止等後に医療保険料を完納した者)

第30 第26の規定により保険給付の支払が一時差止等された後に未納医療保険料を完納した者は、被保険者証を速やかに市長に提出しなければならない。

(2号保険給付の一時差止等の終了)

第31 市長は、第30の規定により被保険者証が提出されたときは、保険給付の一時差止等の記載を消除した被保険者証を速やかに提出者に送付するものとする。

(その他)

第32 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月30日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から実施する。

別表第1（第4、第6、第25関係）

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給
- 2 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1号の医療費の支給
- 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 5 結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の給付
- 6 医療品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）第28条第1項第1号の医療費の支給
- 7 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- 8 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第5項、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第5条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給
- 9 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第2条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る老人保健法第17条第1項各号に掲げる給付であって、同令第2条の2第2項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの
- 10 昭和44年7月14日社更第127号厚生省社会局通知「進行性筋委縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
- 11 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 12 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
- 13 昭和59年10月29日環保業第1431号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
- 14 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 15 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費の支給

別表第2（第4、第25関係）

- 1 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しく損害を受けたこと。
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）。

別表第3（第6、第11関係）

- | |
|--|
| 1 滞納保険料の著しい減少 |
| 2 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。 |
| 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 |
| 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 |
| 5 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。 |
| 6 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）。 |

別表第4（第19関係）

- 1 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 要介護被保険者等が被保護者であること。
- 6 要介護被保険者等が要保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものであること。

別表第5（第27関係）

- 1 未納医療保険料等の著しい減少
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 6 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第1号

〒	一
様	

茨介第
平成年月
号日

介護保険給付の支払方法変更
(償還払い化) 予告通知書

茨木市長印

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

平成 年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままであると、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)を探ることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいつたん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分(費用の9割)を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、茨木市に相談してください。災害その他特別な事情等があると認められる場合には、支払方法変更の対象から除外されます。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

【保険料滞納の状況】

平成 年度保険料			平成 年度保険料			平成 年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

※ 上記は平成 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出期限 平成 年 月 日

支払方法変更の対象から除外される者：介護保険法施行令第30条

介護保険法施行規則第98条・第100条等

1 保険料を滞納している要介護者が、以下の給付を受けることとなったこと。

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給
- ② 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1号の医療費の支給
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑤ 結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の給付
- ⑥ 医療品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）第28条第1項第1号の医療費の支給
- ⑦ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- ⑧ 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第5項、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第5条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給
- ⑨ 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第2条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る老人保健法第17条第1項各号に掲げる給付であって、同令第2条の2第2項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの
- ⑩ 昭和44年7月14日社更第127号厚生省社会局通知「進行性筋委縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
- ⑪ 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- ⑫ 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
- ⑬ 昭和59年10月29日環保業第1431号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
- ⑭ 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- ⑮ 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費の給付
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 6 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第2号

弁 明 書

件 名 介護保険給付に係る差止の件

弁明の内容（この処分の内容について納得できないことを具体的に書いてください。

また、予告通知書裏面に該当する場合は、その事実を証明する書類を添えてください。

なお、口頭で弁明を行いたい場合は、介護保険課にご連絡ください。別途来庁日時をお知らせします。）

* 用紙が足りない場合は、用紙を追加してください。

上記の内容に相違有りません。

平成 年 月 日

名宛人 住 所

氏 名

印

電話番号 () -

様式第3号

〒

様

茨介第
平成年月

号日

介護保険給付の支払方法変更
(償還払い化) 決定通知書

印

茨木市長

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

平成 年 月 日付けで「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」において既に通知していますが、いまだ下記の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、平成 年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに茨木市に申し出てください。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

【保険料滞納の状況】

平成 年度保険料			平成 年度保険料			平成 年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

※ 上記は平成 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴えの提起

この処分(介護保険給付の支払方法変更)の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告(茨木市長が被告の代表になります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

支払方法変更の対象から除外される者：介護保険法施行令第30条

　　介護保険法施行規則第98条・第100条等

1 保険料を滞納している要介護者が、以下の給付を受けることとなったこと。

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給
- ② 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1号の医療費の支給
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑤ 結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の給付
- ⑥ 医療品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）第28条第1項第1号の医療費の支給
- ⑦ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- ⑧ 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第5項、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第5条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給
- ⑨ 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第2条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る老人保健法第17条第1項各号に掲げる給付であって、同令第2条の2第2項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの
- ⑩ 昭和44年7月14日社更第127号厚生省社会局通知「進行性筋委縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
- ⑪ 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- ⑫ 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
- ⑬ 昭和59年10月29日環保業第1431号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
- ⑭ 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- ⑮ 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費の給付
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 6 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第4号

介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了申請書

（申請先）茨木市長

次のとおり、支払方法変更（償還払い・一時差止）の終了を申請します。

申請年月日		平成 年 月 日
申請者氏名		
申請者住所	〒 電話番号	

被保険者番号							
被保険者氏名	フリガナ-----						
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女	
住 所	〒 電話番号						
申請の理由	1 公費負担医療の受給 2 災害 3 重大な障害又は長期入院 4 その他 * 著しい減少の場合は、4 その他 を選択、完納の場合は選択不要						

様式第5号

茨介第
平成年月
号日

介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）
終了可否決定通知書

茨木市長

印

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

先きに申請がありました介護保険支払方法変更（償還払い・一時差止）終了申請につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

支払方法変更 の終了	する・しない
---------------	--------

支払方法変更 を終了しない 場合の理由	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
---------------------------	--

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴えの提起

この処分（介護保険支払方法変更の終了可否決定）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

丁 一

茨介 第
平成 年 月 号日

介護保険給付の支払一時差止通知書

茨木市長

印

被保険者氏名

被保険者番号

平成 年 月 日付けであなたは保険給付の償還払いの申請をされました。あなたの保険料は別紙のとおり滞納となっております。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されていないので、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払一時差止を行うものです。

なお、この通知により、保険給付の支払一時差止が行われた場合でも、滞納保険料を完納した場合、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて茨木市に申し出てください。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

保険料納付期日 平成 年 月 日

今回給付の支払の一時差止の対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止の対象となる介護サービス :

差止の対象となる給付額 : 円

(保険料滞納の状況)

平成 年度保険料			平成 年度保険料			平成 年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

※上記は平成 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出でください。

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求することができます。

取消しの訴えの提起

この処分（介護保険給付の支払一時差止等処分）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴え提起することができます。

**災害その他特別な事情：介護保険法施行令第30条・第32条、
介護保険法施行規則第100条・第104条等**

- 1 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第7号

下
—

茨介第 号
平成 年 月 日

介護保険滞納保険料控除通知書

茨木市長 印

印

被保險者氏名 _____ 被保險者番号 _____

平成 年 月 日付けであなたの保険給付について一時差止を行い、その後も納付をお願いしていましたところですが、いまだに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止めの対象となっている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおりあなたの一時差止め対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、被保険者証の支払方法の変更の記載を消除しますので、下記の期日までに被保険者証と印かんを持参ください。

1 期 日 年 月 日
2 場 所 茨木市

【一部差止めの給付費の内容（A）】

【控除保險料額 (B)】

滞納保険料控除後の保険給付費支給額（A-B）

*なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等の通帳を持参してください。

様式第8号

茨介第
平成年月
号日

丁一
様

介護保険給付額減額通知書

茨木市長

印

被保険者氏名	保険者番号							
--------	-------	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 月 日にあなたは、（要介護（更新）認定・要支援（更新）認定・要介護状態区分の変更）の申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっておりますが、既に保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って収めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費の支給を除く。）の額の減額及び高額介護サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害その他特別な事情等があると認められた場合には、給付額減額等の措置が対象外となりますので、速やかに茨木市に届け出をしてください。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

給付額減額の措置を行う期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

給付金減額措置の算定根拠

$$\text{給付額減額期間} = \text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{1}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \quad 2$$

$$\begin{aligned} \text{徴収権消滅期間} &: (\text{未納・時効消滅額} / \text{年賦課額}) + (\text{未納・時効消滅減額} / \text{年賦課額}) + \dots = \text{年} \\ \text{納付済期間} &: (\text{納付額額} / \text{年賦課額}) + (\text{納付額額} / \text{年賦課額}) + \dots = \text{年} \end{aligned}$$

年度	未納・時効消滅額	納付額	年賦課額

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求することができます。

取消しの訴えの提起

この処分（保険給付額減額）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

災害その他特別な事情：介護保険法施行令第35条、
介護保険法施行規則第113条

- 1 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 被保険者が被保護者であること。
- 6 要介護被保険者等が要保護者であって、給付額減額等の記載をうけないとしたならば保護を必要としたならば保護を必要としない状態となるものであること。

様式第9号

介護保険給付額減額免除申請書

(申請先) 茨木市長

次のとおり、給付額減額措置の免除を申請します。

		申請年月日	平成 年 月 日
申請者氏名			本人との関係
申請者住所	〒 電話番号		

被保険者番号					
被保険者氏名	フリガナ				
生年月日	明・大・昭 年 月 日		性 別	男・女	
住 所	〒 電話番号				
申請の理由	1 災害 2 重要な障害又は長期入院 3 事業の休廃止又は著しい損失 4 不作又は不漁 5 被保護者 6 要保護状態				

注：次回認定申請時に現在の状態が継続している場合は再度免除申請が必要

樣式第10号

—

茨介第 号日
平成 年 月

介護保険給付額減額免除可否決定通知書

茨木市長 印

被保險者氏名 | 被保險者番号

先に申請がありました介護保険給付額減額免除申請につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

給付額減額の
免除 する・しない

給付額減額 免除期間	平成 年 月 日から 次回の認定日 平成 年 月 日まで
---------------	------------------------------

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴えの提起

この処分（保険給付額減額免除可否決定）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号

介護保険要介護認定等申請受理通知書

平成 年 月 日

様

(医療保険の保険者)

茨木市長

印

下記の者に係る要介護（更新）認定・要支援（更新）認定の申請を受理したので通知いたします。
なお、下記の者について、介護保険法第68条第1項に規定する未納医療保険料等がある場合には
、指定期日までに茨木市までお知らせください。

指定期日：平成 年 月 日

要介護（更新）認定等の申請を行った者

要 介 護 認 定 等 申 請 者	被 保 险 者 氏 名											
	性 别	男 ・ 女										
	生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日										
	住 所	〒										
	介護被保険者番号											
	申 請 の 種 類	1 要介護（要支援）認定申請（新規） 2 要介護（要支援）認定申請（更新） 3 区分変更認定申請 4 その他 []										
	申 請 年 月 日	平成 年 月 日										

加入している医療保険の状況

保 险 者 の 名 称	
保 险 者 番 号	
被保険者証記号番号	

様式第12号

介護保険給付の支払一時差止等依頼書

平成 年 月 日

(提出先) 茨木市長

印

(医療保険の保険者)

下記の者について、平成 年 月 日付けにより要介護（更新）認定等の申請を受理した旨の通知がありました。保険料の滞納状況は以下のとおりであり、保険給付の一時差止等を依頼します。

【保険料滞納者】

氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
住所	〒				
介護保険者の名称				医療保険の保険者の名称	
				医療保険者番号	
介護保険被保険者番号				医療保険被保険者証記号番号	

【保険料の滞納状況】

医療保険の加入期間： 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

平成 年度保険料			平成 年度保険料			平成 年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

(注1) 平成 年 月 日現在の滞納額です。

(注2) 上記は保険料徴収債権が発生していない額（納付すべき時期が未到来の額）は含みません。

様式第13号

茨介第
平成年月
号日

丁一

様

介護保険給付の支払一時差止等予告通知書

茨木市長

印

被保険者氏名

被保険者番号

平成 年 月 日にあなたは要介護（更新）認定・要支援（更新）の申請をしましたが、あなたの医療保険料等は下記とおり滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままで、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する等措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項に基づき保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）及び保険給付の一時差止の措置を探ることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分（費用の9割）を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の支払の一時差止」とは、償還払い化された保険給付について、償還払いの申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について、支払の一時差止めを行うものです。

災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置の対象から除外されます。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

【医療保険料等の滞納状況】

医療保険の加入期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

平成 年度医療保険料等		平成 年度医療保険料等		平成 年度医療保険料等	
期別	医療保険料等額 うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等額 うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等額 うち未納医療保険料等の額
第1期		第1期		第1期	
第2期		第2期		第2期	
第3期		第3期		第3期	
第4期		第4期		第4期	
第5期		第5期		第5期	
第6期		第6期		第6期	
第7期		第7期		第7期	
第8期		第8期		第8期	
第9期		第9期		第9期	
第10期		第10期		第10期	
第11期		第11期		第11期	
第12期		第12期		第12期	
計		計		計	

※ 上記は平成 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

* 弁明書提出期限 平成 年 月 日

災害その他特別な事情：介護保険法施行令第30条・第32条、
介護保険法施行規則第100条・第104条等

- 1 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第14号

〒	一

様	

茨介第
平成年月
号日

介護保険給付の支払一時差止等決定通知書

茨木市長 印

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

平成 年 月 日付けで「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」を送付しましたが、いまだ下記の医療保険料等が滞納になっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置を探ることに決定いたしましたので、通知します。

また、この通知により保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止の措置が採られた場合でも滞納医療保険料等を完納した場合、災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は速やかに被保険者証を添えて茨木市に申し出てください。詳しくはこの通知書の裏面に記載しています。

【医療保険料等の滞納状況】

平成 年度医療保険料等		平成 年度医療保険料等		平成 年度医療保険料等	
期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等の額
第1期			第1期		
第2期			第2期		
第3期			第3期		
第4期			第4期		
第5期			第5期		
第6期			第6期		
第7期			第7期		
第8期			第8期		
第9期			第9期		
第10期			第10期		
第11期			第11期		
第12期			第12期		
計			計		
					計

※ 上記は平成 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求することができます。

取消しの訴えの提起

この処分（保険給付の支払一時差止等決定）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

支払方法変更の対象から除外される者：介護保険法施行令第30条

介護保険法施行規則第98条・第100条等

1 保険料を滞納している要介護者が、以下の給付を受けることとなったこと。

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給
 - ② 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1号の医療費の支給
 - ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の更正医療の給付又は更正医療に要する費用の支給
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - ⑤ 結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第1項又は第35条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の給付
 - ⑥ 医療品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）第28条第1項第1号の医療費の支給
 - ⑦ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
 - ⑧ 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の6第5項、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第3条の2の5第5項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の2第5項（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第5条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3第5項の規定による高額療養費の支給
 - ⑨ 老人保健法施行令（昭和57年政令第293号）第2条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る老人保健法第17条第1項各号に掲げる給付であって、同令第2条の2第2項の規定に基づき市町村長の認定を受けている者に係るもの
 - ⑩ 昭和44年7月14日社更第127号厚生省社会局通知「進行性筋委縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
 - ⑪ 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑫ 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 - ⑬ 昭和59年10月29日環保業第1431号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
 - ⑭ 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 - ⑮ 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費の給付
- 2 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- 3 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 4 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- 5 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 6 保険料を滞納している被保険者が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）

様式第15号

介護保険給付の支払一時差止等終了申請書

(申請先) 茨木市長

次のとおり、介護保険料給付の支払一時差止等の終了を申請します。

		申請年月日	平成 年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒	電話番号	

被保険者番号							
被保険者氏名	フリガナ						
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女	
住 所	〒	電話番号					
申請の理由	1 公費負担医療の受給 2 災害 3 重大な障害又は長期入院 4 その他						

--

様式第16号

〒	一
<hr/>	
<hr/>	
<hr/>	
様	

茨介第
平成 年月 日

介護保険給付の支払一時差止等終了可否決定通知書

茨木市長 印

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

先に申請がありました介護保険給付の支払一時差止等終了申請につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

保険給付の一時差止の終了	する · しない
--------------	----------

保険給付の一時差止の終了しない場合の理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
----------------------	-------------------------------

不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴えの提起

この処分（保険給付の支払一時差止等終了可否決定）の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表になります。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

介護保険給付の支払一時差止等終了依頼書

(提出先) 荻木市長

印

(医療保険の保険者)

下記の者について、平成 年 月 日付けにより支払一時差止等を依頼していましたが、保険料の滞納状況は以下のとおりであり、保険給付の一時差止等を終了することを依頼します。

【保険料滞納者】

氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
住 所	〒				
介護保険者の名称				医療保険の保険者の名称	
				医療保険者番号	
介護保険被保険者番号				医療保険被保険者証記号番号	

【保険料の滞納状況】

医療保険の加入期間：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

平成 年度保険料			平成 年度保険料			平成 年度保険料		
期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額	期 別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
第9期			第9期			第9期		
第10期			第10期			第10期		
第11期			第11期			第11期		
第12期			第12期			第12期		
計			計			計		

(注1) 平成 年 月 日現在の滞納額です。

(注2) 上記は保険料徴収債権が発生していない額（納付すべき時期が未到来の額）は含みません。